

横浜市立市場中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 3 日策定

令和 8 年 1 月 27 日改訂

(1) いじめ防止に向けた本校の考え方

①いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成 26 年 1 月 23 日制定、以下、「推進法」という。）の趣旨および法第 2 条が示すとおり、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、全ての子どもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指す。

子どもにとっての最善の利益が考慮され、全ての子どもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に社会全体で取り組んでいく必要がある。

そこで、市場中学校ではいじめはどの集団にも、どの学校にも、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次の通り示す。

○いじめを特定の生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

○生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。

○市、学校、保護者、地域、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

○いじめは決して許されない人権侵害の行為であるとすべての人が認識する。

○いじめを許さない環境づくりのためには、いのちや人権を尊重する豊かな心をはぐくむことが必要である。

○いじめに気付く力を高めるように努めることが大切である。

○いじめの未然防止や早期発見には教職員相互の情報共有と保護者や地域の方々と連携する。

○いじめの未然防止や早期発見、さらに適切な措置等には組織的な対応や関係機関との連携強化とともに、日ごろからの生徒や保護者との信頼関係づくりが重要であること。

(2) 学校いじめ防止対策委員会の設置

①構成

○対策委員会の構成員は次のとおりとする。

校長、副校長、生徒指導専任、教務主任、学年主任、個別支援級主任、養護教諭、生活指導部長、各学年生活指導部、特別支援教育コーディネーター、人権教育担当教諭、SC、SSW（※SC、SSWは、参加できない場合においても。必要に応じて、いじめの認知の視点やいじめを受けた生徒の回復状況の確認や支援について助言を求めることができる。）

○必要に応じて、関係する教職員及び心理や福祉等の外部の専門家に参加を求めるものとする。

○いじめ重大事態について、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止対策委員会に弁護士等の第三者が関与して、調査に当たるものとする。

②委員会の運営

○学校いじめ防止対策委員会は、月1回以上、定期的を開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。

○学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。

○校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

③委員会の活動内容

学校いじめ防止対策委員会は、「学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

I. 未然防止・早期発見

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

○学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

○いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先の設置

○「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有

II. 事案対処

○いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合やいじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有

○いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行

○いじめを受けた生徒及びその保護者への支援、いじめを行った生徒への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施

○いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報

III. 取組の検証

○学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施

○学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

○学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

(3) 取組の年間計画

月	取組内容	
4 月	対策委員会（活動方針・計画等） 生徒指導研修会（いじめ対策・生活指導共通理解等） 教育相談、学級懇談会	年間通して 毎日 ・スタディナビ健康観察の実施と確認 ・主任会（校長・副校長・生徒指導専任・教務主任・学年主任・個別支援級主任・養護教諭、主幹教諭）
5 月	いじめ早期発見のための生活アンケート実施（記名式アンケート・教育相談）	
6 月	校区生活指導協議会、Y-P 学校生活アンケート（1 回目） 横浜子ども会議に向けた校内検討会	
7 月	学校運営協議会、地区懇談会、保護者面談、いじめ防止アンケート、横浜子ども会議（中学校ブロック）	
8・9 月	横浜子ども会議（区交流会） サマーライフアンケート、教育相談 横浜子ども会議を受けてのアクション	週一回 ・SC・養護教諭・専任打合せ 月一回 ・いじめ防止対策委員会 ・生活（心）アンケート ・ケース会議 ・SSW 打ち合わせ ・生活指導部会
10 月	学校運営協議会	
11 月	対策委員会（中間振り返り） 学校運営協議会、Y-P 支援検討会議、地域福祉活動、Y-P	
12 月	学校生活アンケート（2 回目）、いじめ防止月間 いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名アンケート） 保護者面談、民生・主任児童員の会、 校区生活指導協議会、学校運営協議会	
1 月	ニューイヤーライフアンケート、教育相談	
2 月	学校いじめ防止基本方針の見直し 学校運営協議会 ピンクシャツデーの実施	
3 月	対策委員会（年間振り返り及び次年度への改善）	

(4) 基本的な対応方針 いじめ未然防止、早期発見・事案対応

①いじめの未然防止・早期発見

- 児童生徒の主体的な取組への支援をする。（横浜こども会議の取組等を通じて、児童生徒が、いじめについて、主体的に話し合い、自分のこととしていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができるよう支援等）
- 生徒を「認める」「褒める」場面を積極的につくり、自尊感情を高める。
- 市場祭（運動の部・文化の部）をはじめとする行事を通して、仲間と協力して努力する態度を育てるとともに、心の成長を図る。
- 分かる授業の実践により、生徒が授業に主体的に取り組める姿勢を育む。
- いじめの定義や対応について、継続的に職員研修を行い、共通理解を図る。
- 毎月の生活（心）アンケートやいじめ解決一斉キャンペーンの実施や Y-P アセスメントを実施し、より一層生徒の変化に気づきやすい環境をつくる。
- 日常的な教育相談を行い、生徒の状況把握を的確に行う。また、長期休業明けには全校で教育相談を実施し、生徒の学校生活に関する心配事を聞く機会をつくる。
- いじめを見逃さない教職員の見守り体制を構築し、気づいた情報を共有できるようにする。
- 保護者・地域と連携し、多面的に生徒の状況を把握する。
- SNS の適切な利用など情報モラル教育を推進する。

②いじめに対する措置

- いじめ対応情報管理システム等を活用した記録・情報共有、対応方針の決定
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に寄り添った対応
- いじめが解消（※）に至るまでの支援内容や教職員の役割分担
- いじめを行った児童生徒への指導・支援や保護者への対応等、組織的な再発防止策
- 事案に応じた警察への相談又は通報
- いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導

※いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめの行為が少なくとも3カ月止んでいること
- いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

（5）重大事態への対処

①重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時」（同項第2号）とされている。

②発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

③調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

（6）いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

参考資料

- （1）横浜市いじめ防止基本方針（令和7年5月改定）
- （2）横浜市いじめ防止基本方針（概要版）
- （3）いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省 平成29年3月14日改定）
- （4）いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和6年8月改訂版）